

日光市転入者住宅取得補助金について

○補助対象者は、次の全てに該当する方です。

- (1) 平成26年4月1日から平成28年3月31日の間に転入した方であって、転入した日から起算して過去2年間以上日光市以外の市区町村に住所を有していた方
- (2) 平成26年4月1日における年齢が45歳以下の方
- (3) 自己の居住の用に供するために住宅を取得し、平成26年4月1日から平成28年3月31日の間に、当該住宅に住み始め、その住宅に5年以上定住することを誓約できる方
- (4) 補助金交付申請時において、市区町村税等を完納している方
- (5) 補助金の交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する方

○補助対象住宅は、次の全てに該当する住宅です。

- (1) 新たに取得した住宅であり、現に居住の用に供しているもの
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合しているもの

2 次の住宅については、補助の対象としません。

- (1) 賃貸を目的とするもの
- (2) その他市長が不相当と認めるもの

○補助金の額は、以下の額です。

- (1) 補助金の基本額は30万円。
- (2) 市内業者の施工により住宅を新築した場合又は市内業者の施工した建売住宅（未入居の新築物件に限る。）を当該市内業者から購入した場合 プラス20万円（市内業者加算）
- (3) 補助対象者が、市内に居住する高齢者世帯の高齢者の子等であって、市内に当該補助対象者及びその配偶者並びに18歳未満の子等以外に当該高齢者世帯の高齢者の子等が居住していない場合 プラス10万円（高齢者加算）

2 住宅取得に要した費用を上限とする。（1000円未満切捨て）

3 併用住宅の場合は、取得費を住宅部分の面積割合で按分した額とする。

4 補助金の交付は、同一補助対象住宅及び同一補助対象者について1回を限度とし、予算の範囲内で交付する。

申請時の添付書類

添付書類の種類		備考
1	補助金の交付申請額の算出根拠 (様式第1号別紙1)	
2	誓約書(様式第1号別紙2)	高齢者加算がある場合、誓約書(様式第1号別紙3)
3	住宅の所在地に住所を有していることが確認できる書類	世帯全員の住民票の写し(複数の世帯の場合には全ての世帯分)
4	転入した日より過去2年間日光市に住所がないことが確認できる書類	消除された住民票の写し等(補助対象者分)
5	住宅取得に要した費用を確認できる書類	住宅取得に係る契約書等の写し 市内業者加算がある場合、市内業者との契約であることがわかるもの
6	住宅を所有していることが確認できる種類	登記事項証明書等
7	市区町村税等を完納していることを証する書類	納税証明書等 同居している者全員のもの(市区町村税等を課されていない者を除く。)
8	住宅に係る図面	位置図 平面図等(住宅以外の部分があればその部分がわかるもの)
9	住宅の現況写真	住宅全体の外観写真(2面以上)
10	建築基準法等関係法令に適合していることを証する書類	建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し等
11	第5条第1項第2号の規定による加算がある場合、補助対象者と高齢者との続柄が確認できる書類	
12	その他市長が必要と認める書類	